

第 8 3 号議案

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（令和 6 年品川区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する」を削り、同条を第 5 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（従業者の配置および設備の基準）

第 4 条 指定児童発達支援事業者は、認証保育所（法第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証したものをいう。以下同じ。）に入所している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）が設ける発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、

静養室ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等は、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する認証保育所の設備および備品等に兼ねることができる。

第2条中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」を「この条例に特別の定めがあるもののほか、省令」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）指定児童発達支援事業所と認証保育所が併設されている場合に、両施設において一体的な支援をできるようにする必要がある。